



発行所 福井県大野郡 和泉村

(昭和43年2月1日現在)

村の人口	
出生	3人
死亡	2人
転入	11人
転出	149人
総人口	3,376人
男	1,767人
女	1,609人
世帯数	1,011世帯

村の面積 332.26平方km

今月の目標

- 日一日一日と暖くなり
しみもとけ始めます。
一、外出はなだれ落石に注意しましょう
一、子供の川辺での遊びをやめさせましょう
一、春は空気が乾燥しています火の始末には充分注意しましょう

吾等の念願

村の問題について 公共的精神をもち 公正であり積極的であること

十二議案を可決

和泉村 第三十四回臨時議会

和泉村議第三十四回臨時議会は、二月五日和泉村役場に招集され午前九時定刻に開会、昭和四十一年度歳入歳出決算の認定をはじめ、給与条例の改正、一般会計補正予算案および電源開発関係水没村林道付替事業特別会計補正予算案など十二議案を可決し同日本会議を閉会した。

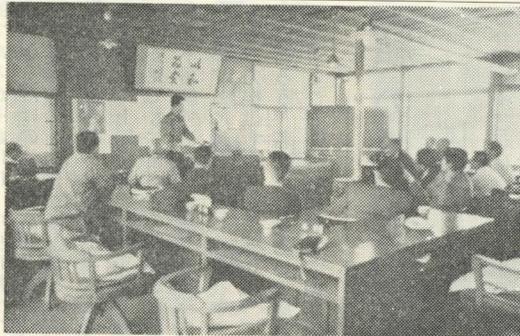
- 一、昭和四十一年度和泉村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 二、昭和四十一年度和泉村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 三、昭和四十一年度和泉村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 四、昭和四十一年度和泉村診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 五、昭和四十一年度和泉村農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 六、和泉村特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 七、和泉村一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 八、和泉村消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 九、昭和四十一年度和泉村一般会計補正予算案
- 十、昭和四十一年度和泉村電源開発関係水没村林道付替事業特別会計補正予算案

広域地質調査進む

六百メートルをボーリング

昭和四十一年度鉱業審議会において通産局が決定した十二地域の一つとして、武生市から和泉村に至る二市(武生市、大野市)四町(池田町、今立町、今庄町、南条町)二村(西谷村、和泉村)にまたがる広大な地域が、金属鉱物探鉱促進事業団の広域調査地域の指定を受け、これにともない武生市長を会長とする福井県探鉱促進期成同盟会が結成された。

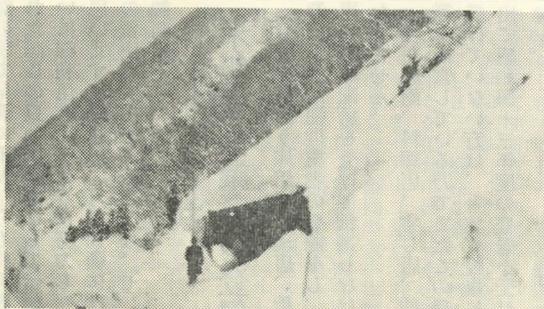


(写真は中竜地域の地質について説明する佐藤氏)

立春までという期待もむなしく、その後も寒気はいつこうに衰えず、再三におよぶ大雪注意報が県下全般に発令されるなど、三十八年豪雪以来の大雪となった。
和泉工務所では、所長以下全職員が日曜日を返上して、除雪対策にあたり、国道の交通確保につとめたが、調査には、京都大学の滝本教授を班長とする調査班によって、大野市、西谷村、和泉村地域の地質構造ボーリング調査が進められている。
このことについて、和泉村議会の協議会が二月六日役場において開かれ、中竜鉱業所地質測量調査係長であるともにも金属鉱物探鉱促進事業団の調査員でもある佐藤弘氏を招き、現段階における調査状況や今後の見通しなどについての説明を聞いた。
それによると地質構造調査のための地下千五百メートルに達するボーリング工事は、現在六百メートルまで進んでおり、今までの調査結果から、中竜を中心とした西谷村、池田町地域が最も有望な地下資源があることされ、今後の調査進行に大きな期待がかけられている。

豪雪に備えて

いつも表層雪崩のため、その対策に困難をきわめた。又、家屋密集地では、屋根からおろした雪は軒までつかえ、隣家への通路もとれないばかりか一部では屋上出入口の已むない状態も起っている。
兎も角例年に見ない豪雪であるから屋根や道路の除雪、道中のなだれ遭難の注意、火の用心等、越冬に万全をつくしたいもの。



(写真は板倉しものスノーセット)

○ 三月三日は耳の日、耳を清潔にし保護しよう



和泉村再建座談会

(その三)

司会

農林業あるいは地下資源の開発とともに、村の再建計画の中に観光の開発があるが、これについてはどのように考えているか。

古川

ダム湖だけの観光資源を村内資本で長期的に開発し発展させることは不可能に近く、外部資本による人工的観光資源をつくる必要があると思う。この場合大資本に吸収されてしまうことのないように条件付交渉を考へるべきだ。

中村

利益が少なくても外部大資本導入の方が、完全な開発ができると思う。

谷口

今すぐ通用する観光資源はないが、地理的条件等に恵まれていて、東京方面の外部資本進出は、近い将来必ずくるのではないだろうか。

中村

観光の開発は、農林、地下の各開発とともに、多角的職業の選定の見地から、ぜひ具体化してほしい。

谷口

外部資本の導入は、ただ単に資源を提供するような事になるが、しかし外部資本の導入によって、道路の整備、あるいは税金等、間接的とはいえ住民に大きな利益をもたらすことになるのではないかと。今は内外にこだわることなく開発を前進させることが大切だ。

司会

再建に対する三大方針についての若い方々の考えは。

宇野

昨年あたり国鉄観光が計画され、そのとうの観光客がダム見学に来たようであるが、国鉄自体何の施設を作ることもなくして確実に利益を得ていたようです。やはり観光客の誘致とともに住民の利益を組合せた開発をしてほしい。

桜川

和泉村のような平凡な所はどこにでもあり、内部資本の開発はもちろん外部資本をもつても非常に困難ではないか。林業の開発と共に、ここ独自の特産物を開発し身近な住民の利益が必要である。

宇野

特産物の開発は、観光開発に直結し



(写真は農協土産品の一部)

PRの方法によって、いくつもの名産をつくる事が大切だと思う。

三島

大資本投下による各開発も必要ではあるが、それと共に資本が少なくてもすぐれてけることのできる家内工業を考へて、それに対する指導を積極的に進める事も一方法である。

古川

家内工業的な生産方法は、最も理想的であるがそれには、中央市場まで進出できるだけの生産が必要である。これを推進する為に、補助金あるいは指導者の養成など村行政担当者は考へてほしい。上層部において再建を呼びかけて見ても、若い力の残村がないかざり不可能である。村造りも一部住民が従事するに過ぎず、三十年後においても労力提供者の生活様式は変わっていないだろう。若い人の魅力ある職場を開発することが再建に対する絶対的条

私の希望

国体に思う

今年四十三年は、本県で国体が開かれるとあって新聞、テレビ等ではずいぶん色々な面から問題にされ話題となつています。

私達の村でも、昨年あたりから一部関係者の間では、体育祭参加だとか、講習だとかで色々な御苦労があることを聞いています。でも私達一般にはあまり身近に感じません。それと、和泉村では開催地市町村の様に国体に依る変わった施設も道路等公共施設も出来ず併せて唯一人の大会出場者も合宿参加者もないからかも知れません

件の一つである。今和泉村は、これを考へねばならぬ時期に直面していると思う。

谷口

田や畑に次々と植林する傾向は、いずれば離村しようとする計画の一つかも知れない。

古川

子孫の成長に夢をかけ、今しばらくは残村しようという考へ方が多分にあるのではないかと。

中村

そうした考へ方は、多かれ少かれ誰もがもっているのではなからうか。

司会

村の再建方針である農林業、地下資源、観光の各開発について、貴重な意見があり今後はこうした住民の声を折り込み、村民全部が住み良い村であるような再建を、全村こぞって推進していきたいものである。

色々な面でも国体に疑問を感じます。国体に名をかり一部関係者の職域を広げ、その人達が見聞を広めるだけなら私達には何の関係もないと言いたくなるかもしれません。それより私達にしてみればその時間と、費用のどれだけでも社会教育活動の身近なことに使つてほしいだけではないものでしょうか。

反射鏡

公民館図書室の整備について

公民館図書室の整備については、指摘のとおりかねがね善処したいと考へて居たところです。如何に忙しいとの理由にせよ読者の皆様に不快の念を抱かせることのない様にすべき事は当然

然る事で早速に不便乍らも整理整頓された感じの良い図書室にして皆様に大いに御利用願えるように努力したいと思います。早急に二月下旬頃には新書の貸出しも出来る予定です。せいぜい御利用下さい。

米飯提供業者の登録

米飯を取扱う旅館、料理店、飲食店等は、米飯提供業者の登録をし、業務用米穀の配給を受けて営業しなければなりません。

現在旅館、料理店、すし店、飲食店等を経営している方でまだこの登録を受けていない方は、今すぐ役場に申し出て昭和四十三年度の登録を受けて下さい。

現在この登録を受けている方は三月一日までに登録更新の手続きを完了して下さい。この期日を過ぎると更新ができないので新規登録となり手数料も二倍の九百円になります。

米飯提供業者の登録を受けずに米飯提供の営業をしたり、登録を受けた場合でも業務用米穀以外の米穀で営業した場合は、食糧管理法により処罰される場合があります。詳しくは役場の産業観光課におたずね下さい。

こだま

▲プエブロの北鮮ダ捕から日本海の操業危機となり、倉石発言となり、国会と野党の喧嘩となり、更に何々となり、〇〇となり、と連鎖反応はどの方向に行くことか、まるで風が吹けば桶屋がもうかる式の変転ぶり、ア

(三面下につづく)

○ 住民税の申告は、三月十五日まで

第23回国民体育大会福井大会

長野ダムから下山小学校まで六区間



国体旗リレーコース決まる

第23回福井国体は 夏期大会、九月四日～七日 秋期大会、十月一日～六日と 決定して...



第20回県体スキー競技会終る

総合五位に止まる

第20回福井県民体育大会は、大野市 森山スキー場にて開催されました。

- 河口孝次 一般 八km 四位
河口慶治 壮年 四km 五位
西 甚作 一般 四km 四位
末永 亨 中学 回転 四位

一會式から六日間掲揚されます。 本村を通過するのは九月二十六日頃で...

村長杯(成年)は中村(政)君に

成年回転は巢守君へ



(村長(代理助役)に挨拶をする県体選手一同)

第十一回奥越スキー選手権大会は、 二月十七日下山岡畑スキー場で開催さ...



(写真は成年大回転の競技)

明るく正しい選挙

自覚ある一票

汚職や、政治の不正が行なわれたり するのは、必ずしも議員にばかり責任...

各種目別の成績は次の通りである。

- 村長杯(成年大回転) ①中村政男 ②持田寿幸 ③黒古昇
中竜鉱業所長杯(壮年大回転) ①谷三好 ②土谷森松 ③飯島広通
福井新聞社長杯(一般距離) ①河口慶次 ②西甚作
吉川杯(中学距離) ①末永亨 ②谷樹能 ③村下光治
三島杯(成年回転) ①巢守関次郎 ②中山武男 ③持田寿幸
小沢杯(壮年回転) ①土谷森松 ②谷三好 ③谷義明
穴馬クラブ会長杯(女子回転) ①井南幸子 ②朝日けい子 ③山田正子
奥越観光連盟会長杯(中学回転) ①末永亨 ②新屋隆典 ③表健一
小学回転 ①西信雄 ②菅野哲郎 村下義美

「議員を私僕視してはならない。住民 の側に、議員を私僕視する考え方があ...

みんなで確かめましょう 永久選挙人名簿 縦覧期日 三月十一日から三月二十日まで

あなたを守る国民年金

メリカ船が通れば大臣が誠になる、と でも言えそうである。▲或る時、或る 航空隊を訪れた、隊内でのパイロット...



申告は三月十五日まで

住民税・所得税・事業税

住民税などの申告時期になりましたが、昭和四十二年中において所得（五万円以上）のあった方は、申告しなればならないので、本年も三月十五日まで次の日程により申告相談を行い納税者に納得がいき、また納税申告事務がスムーズに行なわれるよう計画しています。

本年の住民税の改正のおもな点や、申告についての必要な書類などについては、次のとおりです。

改正のおもな点
一、青色専従者給与額または事業専

月日	時間	場所	備考
2月28日	9時～12時	道場	月部 坂部 朝日 野山 全坂 野山 朝日 野山
2月29日	13時～16時	道場	
3月1日	9時～12時	道場	伊全 坂部 朝日 野山 全坂 野山
3月4日	13時～16時	道場	
3月5日	10時～15時	道場	野山 坂部 朝日 野山 全坂 野山
3月6日	10時～15時	道場	
3月7日	10時～16時	道場	特定 配布 の書 配布
3月8日	9時～15時	道場	
3月12日	10時～15時	道場	大原 新大 上納 下納
3月13日	10時～15時	道場	

○ みんなで健康診断を受けよう

の証明となる書類、または領収書
一、生命保険料控除について
各種の生命保険料を支払った場合に一口九千円以上の場合はその証明書、または領収書
雑損控除、または医療費控除は四十二年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の場合です。
生命保険料控除はあなたやあなたの配偶者または親族について、四十二年中にあなたが支払った保険料や掛金です。
一、給与支払明細書について
給与以外の所得のある方は、給与支払者からの給与（賃金）支払明細書（支払報告書）または所得金額（農業の場合は耕作面積など）を調べておく
一、営業所得などについて
営業などの方は収入金額、支出金

共同納税申告相談日は
三月七日、八日の二日間
所得税や個人の事業税、住民税の納税者で既に申告書が送られている方について、大野税務署、大野県税事務所和泉村役場の三者が共同で、納税や申告の相談を三月七日、八日（午前十時より午後三時まで）の二日間、役場において行いますから申告に必要な書類を持って必ず申告して下さい。
尚、所得税の確定申告をした方は、住民税の申告の必要はありません。

転出の場合、国保被保険者証の提出をお忘れなく
は、転出に際して必ず被保険者証を提出していただくことです。
あなたが転出される時書いていた多く住民異動届に転出先市町村への転入予定月日を記入することになっていきますが、これによって被保険者証の取扱いが次の二通りに分れます。
一、転入予定月日が転出届出月日の翌日である場合は被保険者証をすぐ返していただきます。
二、転入予定月日が転出届出月日の翌日以後である場合は、転入予定月日

転出の場合、国保被保険者証の提出をお忘れなく

昨年十一月十日より、住民の利便と行政の合理化に資する目的をもって住民基本台帳法が施行され、転入転出に伴って従来まちまちに行われていた諸届（選挙人名簿の登録、国保資格の得喪、国民年金、米穀の配給等）が窓口で一挙に処理されると共に、これらの諸届が必ず住民異動に附属するという統一のかつ画期的な行政改革がなされたことは既に広報によって詳細お知らせしたところですが、特に国保に加入しておられる方々にお願したいこと

額（必要経費）などを正確に調べておく。
給与所得のみの方は申告の必要はありません。
以上の事項についてよく調べておき相談日には、必ず申告しましょう。

共同納税申告相談日は
三月七日、八日の二日間
所得税や個人の事業税、住民税の納税者で既に申告書が送られている方について、大野税務署、大野県税事務所和泉村役場の三者が共同で、納税や申告の相談を三月七日、八日（午前十時より午後三時まで）の二日間、役場において行いますから申告に必要な書類を持って必ず申告して下さい。
尚、所得税の確定申告をした方は、住民税の申告の必要はありません。

まで被保険者が使える措置をいたします。
この場合、被保険者証に有効期限の表示をいたしますが期限以後は無効となつて使えませんので速やかに返送していただきます。
以上は、転出、転入に伴う住民異動の空日期間中、被保険者証が使えない不合理的をなくするためにとられた措置です。転出の場合必ず被保険者証を提出していただき、係とよく相談されて手落ちのないようにすることが、安心して健康を守る大切なことであると思ひます。

国保の「一問一答」コーナーを設けるにあたって

私の健康維持に大きな役割を果している国民健康保険事業も創立以来三十年を迎えるに至りましたが、この間における事業の進展はめざましく、七割の保険給付をはじめ、国庫助成においても大幅な前進をみせたことは大変よろこばしいことであると思ひます。この機会に、国保に関するいろいろな事柄を一問一答の形式で次号より広報に掲載し、被保険者各位の知識と便宜に供したいと存じます。
尚、皆様のなかで、このことは知りたい、あのことは分らないというようなことがございましたら、手紙、窓口、電話等都合のよい方法で質問をお寄せ下されば、同欄で回答いたします。
ご愛読をお願いすると共に、どしどし質問をお寄せ下さることを期待いたします

あとがき

三月を迎えて、ようやく冬の寒さから解放されるや、こんどは受験、進学など子供を中心とする事が多く、心労の多い月である。
広報四月号より誰にでも喜んで戴ける幾分でも紙面を明るくしようと漫画の企画をしております。
皆さんが日頃考えておられること、明らなできごと、苦情、お聞きになりたいことなど、建設的な御意見お寄せ下さい。
国保についての、御意見は、四月号より予定している「一問一答」コーナーを御利用下さい。